

以下は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」附則第2条第1項に規定する既存化学物質名簿において、(6)有機重合系高分子化合物に関する前書きとして掲載されたものである。

(昭和48年12月24日告示(通商産業省告示第571号))

---

(6)有機重合系高分子化合物

この分類における化学物質の名称中「アルキル」、「アルケニル」、「アルキロール」、「アルカン」、「アルキレン」又は「アルコキシ」とは、それぞれ炭素鎖部分に1～18個の炭素原子を有するアルキル、アルケニル、アルキロール、アルカン、アルキレン又はアルコキシをいうものとする。